

医薬品勉強会・説明会等に係る会議室等使用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社仙台赤十字病院（T6010405002452）の会議室の使用の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(使用施設の範囲及び時間)

第2条 この規程の適用を受ける範囲は、本館2階及び3階会議室及びこれに付属する設備とし、使用時間は、原則として午前9時から午後8時までとする。

- 2 前項の「付属する設備」には、当院が第1・2・3会議室に設置する電子ホワイトボード（以下「機器」という。）を含む。
- 3 機器の使用は、第1・2・3会議室の使用時に限る。

(使用手続)

第3条 製薬会社等が医薬品の説明会・勉強会等を開催する際に会議室を使用する場合は、原則、使用日の1週間前までに「会議室使用届出書」を事務部財務課へ提出する。

- 2 機器の使用を希望する場合は、前項の届出書に機器使用の旨を記載する。

(使用の範囲)

第4条 会議室内においては、原則として届出書に示した本来の目的以外に使用してはならない。

(機器の使用条件)

第5条 機器の使用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 機器の移動、分解、改造、設定変更を行わないこと。
- (2) 機器付近での飲食、液体の持込みその他、汚損・故障の原因となる行為を行わないこと。
- (3) 機器の接続（PC、USB、ネットワーク等）は、当院が許可した方法及び範囲に限ること。
- (4) その他、当院担当者の指示に従うこと。

(引渡し及び返却確認)

第6条 機器の引渡し時及び返却時に、当院担当者は外観、動作及び付属品の有無を確認し、必要に応じ記録する。

(破損・紛失時の費用負担)

第7条 使用者の故意又は過失、もしくは管理不十分により、機器又は付属品に破損、汚損、紛失等が生じた場合、使用者は当院が算定する修理費、交換費、部品代、作業費、輸送費等の実費を負担するものとする。

- 2 修理不能の場合は、当院が指定する同等品の調達に要する費用（実費）を負担するものとする。
- 3 通常の使用に伴う軽微な損耗及び経年劣化は当院負担とする。

（免責）

第8条 機器の使用により、使用者側のデータ消失、接続不良、映像・音声不具合等が発生した場合であっても、当院は責任を負わない。ただし、当院の故意又は重過失がある場合はこの限りでない。

（使用料金）

第9条 使用料金は別表のとおりとし、使用前日までに指定口座へ振り込むものとする。

2 機器を使用する場合は、前項の会議室使用料に加え、別表に定める機器使用料を支払うものとする。

（施行）

付則 本規程は、令和5年11月1日から施行する。

付則 本規程は、令和8年3月10日、一部条文の追加及び変更し、令和8年4月1日から施行する。

（追加）第2条の2・3 第3条の2 第6条 第7条 第8条 第9条の2

（変更）第5条